

議案第17号

三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月19日

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年三田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「子どもの数」を「子ども」に、「法第19条第1号」を「同号」に、「(第4項において「選考方法」という。)」を削り、同条第3項中「子どもの数」を「子ども」に、「法第19条第2号」を「同条第2号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第7条第2項中「附則」を削る。

第8条中「及び保育必要量」を「、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「及び時間、」を「及び時間並びに特定教育・保育の」に改める。

第35条第2項中「子どもの数」を「子ども」に、「法第19条第2号」を「同条第2号」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「法第19条第1号」を「同号」に、「法第19条第1号又は」を「同号又は同条」に改め、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を削る。

第36条第2項中「子どもの数」を「子ども」に、「法第19条第1号」を「同条第1号」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加え、「子どもの数」を「子ども」に、「法第19条第1号に掲げる」を「同号に掲げる」に、「子どもの総数」を「子ども」に、「法第19条第1号又は」を「同条第1号又は」に改め、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、」の次に「同

号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、」を加える。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「同省令第31条」を「同令第27条」に、「第42条第3項第1号」を「同号」に、「同省令第33条」を「同条」に改める。

第39条第2項中「子どもの数」を「子ども」に、「法第19条第3号」を「同号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条の見出しを「(利用定員の遵守)」に改め、同条中「の定員」を削る。

第51条第2項中「子どもの数」を「子ども」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「この章」を「前節」に、「子どもの数」を「子ども」に、「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定」に改める。

第52条第2項中「子どもの数」を「子ども」に、「法第19条第3号」を「同条第3号」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「この章」を「前節」に改め、「教育・保育給付認定保護者に限る。）と」の次に「、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市が定める額」と」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。